

## 第4回 茨木市障害者差別解消支援協議会

開催日時	令和元年7月3日（水）午後2時00分～午後3時15分
開催場所	茨木市福祉文化会館3階303号室
議 題	<p>開会</p> <p>1 あっせんについて（確認事項）</p> <p>2 その他（報告事項）</p> <p style="padding-left: 40px;">（1）各機関等から情報提供</p> <p style="padding-left: 40px;">（2）今後の予定、連絡事項など</p> <p>閉会</p>
資 料	<p>会議次第</p> <p>配席表</p> <p>【資料1】 あっせんの流れについて</p> <p>【資料2-1】 茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例に規定するあっせん等に関する要領（案）</p> <p>【資料2-2】 あっせんに関する様式</p> <p>【資料3】 今後の予定（案）</p> <p>【当日資料】 差別相談チラシ</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局	<p>開会</p> <p>では定刻となりましたので、ただいまから、第4回茨木市障害者差別解消支援協議会を開催いたします。</p> <p>まず本日の資料の確認をさせていただきます。右上に資料1と書いている資料で、「あっせんの流れについて」。次に資料2-1「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例に規定するあっせん等に関する要領（案）」、そして資料2-2「あっせん申立書等の各種様式」です。資料3は「今後の予定（案）」となっております。</p>
事務局	<p>それでは、本協議会規則第5条第1項の規定に基づきまして、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さん、ご苦労さまです。</p> <p>これから第4回の協議会を始めたいと思います。</p> <p>今、資料の説明がありましたけれども、協議会ももう一年を経過して、今年8月から申請があればあっせんに入っていくという段階を迎えました。</p> <p>これから本番ということになるのですけれども、この一年間、随分たくさんのお話を学んできたのは、皆さんも同様だと思います。それを踏まえて、具体的にどのようにしていくかというところを、今日は議論することになると思うのですけれども、まず、事務局のほうから議題の確認をしていただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>今回の議題は、まずあっせんの流れと、今まで協議いただいたあっせん等に関する要領（案）、とそれに付随する書類、これらについてご説明をさせていただきます。</p> <p>内容的には、今まで協議いただいたことの確認ということになります。</p>
会長	<p>はい。それから二つ目に、報告事項があるということでよろしいでしょう</p>

事務局	か。
事務局	はい。
会長	<p>では、そういう形で進めさせていただこうと思いますが、進め方についてのご意見は、委員の方からございますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では議事に入らせていただこうと思います。</p> <p>最初に出席状況の確認ですね、ではよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>本日は、協議会委員15名中、今のところ13名の出席をいただいております。</p>
会長	わかりました。
事務局	<p>欠席のご連絡をいただいている委員は2名になります。半数以上、出席をいただいておりますので、本協議会規則第5条第3項によりまして会議は成立いたしております。また、傍聴者は7人いらっしゃいます。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは議事に入っていきたいと思いますが、今回も3時半終了で予定しておりますので、なるべく時間内に終われるように進めたいと思います。結構細かな内容がいろいろあると思いますけれども、ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議題の1番目、これは確認事項ということになりますので、これまでいろいろご説明いただいたり、協議をしてきたことを踏まえて、2年目はこういう形でスタートするという事務局からのご提案だと思います。そういう性格のものですから、基本的にはもう余り協議をするということはないと思うのですが、内容についてのご質問については、ここが出発点ということになりますので、ここはよくわからないなというようなことについては、ぜひ質問を出していただき、かつ、必要な説明を事務局からもさせていただこうと思いますので、一括してご説明をしていただくということによろ</p>

事務局	<p>しいですか。</p>
会長	<p>はい。</p>
事務局	<p>では事務局からよろしく申し上げます。</p> <p>説明をさせていただきます。</p> <p>資料1です。あっせんの流れについてです。市で相談を受け付けたあとの調整では合意に至らなかった場合の前提として、あっせんということになります。その流れについてです。文中の(条)と書いてありますのは条例、(条規)と書いてありますのは条例施行規則、(規)と書いてありますのは協議会規則、(要)と書いてありますのは要領に載っているもので、こうした形で根拠となる条例や規則を示してあります。</p> <p>すでに第1回目の協議会で、条例や規則に載っていることについて確認をさせていただいたと思います。そしてそこには定められていない内容も、あっせん要領として第2回以降で協議いただいたと思います。今回は、その流れをまとめてあります。順を追って説明させていただきます。</p> <p>まずあっせんの申立てです。障害のある人や家族は、あっせん申立書を市長に提出します。様式につきましては、また後にご説明させていただきます。申立てる人が書類の作成が難しい場合は、申立ての内容を職員が聴き取り、書面にし、申立てた人に内容の確認をしていただきます。また、申立てた人は、あっせんの参考となる書類や記録等の資料を提出できます。</p> <p>続いて、申立て内容の調査です。あっせんの申立てがあったときは、市は改めてその内容を調査します。なお、条例では当事者、関係者は調査に協力しなければなりません。</p> <p>続いて、助言です。市長はあっせんするかどうかを決めるため、障害者差別解消支援協議会に助言を求めることができます。あっせんを行うかどうかについて、市長が協議会に助言を求めたときに、次の場合はあっせんを行いません。裁判中か既に裁判で判決が出ている。以前に同じ申立てをしている。あっせんの申立ての内容が損害賠償を求めている。その他、会長が行うべきではないと判断した場合。</p> <p>次にあっせん開始の決定です。あっせんの開始は市長が決定します。あっせん開始時には、あっせん開始通知書を送って知らせます。申立てられた人</p>

へは、あっせん開始通知書を送って知らせます。

次に、部会の設置です。あっせんの開始を市長が決定したことを受けて協議会は部会を設置します。協議会会長は、協議会委員の中から、部会員5人と部会長を指名します。会長が指名した委員で部会を開き会議を行います。また、部会は、外部に公開しません。

続いて、あっせんの開始です。部会は必要に応じて、事案の当事者や関係者に対して、資料の提出や説明を求めるなどの調査を行います。

次にあっせん案の提示です。部会はあっせん案を作成し、申立てた人と申立てられた人へ書面で示します。書面には、あっせん案の内容と受け入れを求める理由、あっせん案を受け入れるかどうかの、回答期限、その回答方法などを記載します。あっせん案の内容に申立てた人、申立てられた人の相方の納得が得られた場合、それぞれにあっせん合意書を送ります。

あっせんの取り下げです。あっせんの申立てはいつでも取り下げることができます。一部分だけを取り下げることができます。あっせんの申立てを取り下げるときは、あっせん申立取下書を提出します。申立取下書の提出があったときは、申立てられた人に書面で知らせます。

最後にあっせんの終了です。あっせん案が合意に至った場合とともに、申立てた人と申立てられた人との意見が合わないため、あっせんの手続が進められないときは、あっせんを終了します。あっせんが終了したときは、申立てた人に、あっせん終了通知書を送ります。部会長はあっせんの経過と結果について、協議会に報告します。協議会はあっせんが終了したことを、市長に報告します。

以上が、あっせんの流れですが、今日のご欠席の委員から事前にご意見をいただいております。「部会は、できる限り当事者や関係者と面談をして、直接意見を聞く機会を設けることができるよう、要領に記載されたい」というご意見でした。

これにつきまして、「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」には、協議会は、あっせんを行う必要があると認めるときは、事案の当事者、関係者に対して、あっせんを行うために必要な限度において、資料の提出や説明を求めること、その他の必要な調査を行うことができると定められておりますので、必要に応じて直接意見の聴き取りは行えます。

あっせんの流れについては以上です。

続いて資料2-1、「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづく

り条例に規定するあっせん等に関する要領（案）」ですが、内容は先ほど説明をさせていただきました「あっせんの流れ」に重なりますので省略させていただきます。

次に、資料2-2です。こちらがあっせんに係る書類の様式です。順に説明をしていきます。様式第1号は「あっせん申立書」です。前回の第3回協議会からの変更点ですが、四角で囲っている左上、「差別を受けたとされる人」という項目については、以前は「条例第7条の規定に違反する対応を受けたとされる人」と、また、その下の「差別をしたとされる事業者」のところは、「条例第7条の規定に違反する対応をしたとされる事業者」としておりました。少しわかりにくいかと思ひまして、変更を加えさせていただきます。

また、前回の会議終了後に、委員からご指摘をいただいております。前回の資料では、差別を受けたとされる人の氏名のところに、「障害者以外の者の場合は、その関係についても記載すること」とありました。またその欄に、「当該障害者との関係」の記入部分がありました。

委員からは、条例では、障害のある人、その家族、後見人が申立てできますので、その名前は申立者の住所、氏名のところに書けばよい、という点、また氏名欄には障害のある本人の名前のみが入るはずなので、本人との関係をあわせて書く必要はないというご指摘をいただきました。前回の資料につきまして、その点については修正させていただきました。なお、氏名欄のところには、「申立者との関係」という文字を加えさせていただきます。

続いて、様式第2号です。これは、申立てた人に送るあっせん開始通知書です。

続きまして様式第3号、これは申立てた人に送る通知書です。あっせんを行うことが適当ではないと認められた場合に送ります。

次に、様式第4号です。これは申立てられた人に送るあっせん開始通知書です。この4. 留意事項の(2)のところ、第3回協議会の後に、委員からご意見をいただきました。第3回協議会では、(2)のところは、「あっせんの手続に参加する意思がない旨が表明された場合には、あっせんによっては事案の解決の見込みがないものとして、あっせんの手続を打ち切ることになりますので、当部会によるあっせんに望まない場合には、いついつまでその旨を当部会宛、通知してください。なお、あっせんの手続は参加が強制されるものではありません。」とありました。委員のご意見としましては、

条例にある勧告では、「市長はあっせん終了の報告を受けたもののうち、正当な理由なくあっせん案を受けず、また受けたあっせん案に従わない場合であって、必要があると認めるときは、その差別を行ったとされる事業者に対し、障害を理由とする差別を解消するために必要な措置を講じるべきことを勧告することができる。」とありますから、まずはあっせんの手続、すなわち話し合いのテーブルに着いていただくことが必要ではないでしょうか。障害当事者や家族等が相談を経て、なお解決しない場合、あっせんの申立てをすることができるわけですが、その段階で申立てられた事業者が話し合いのテーブルに着かないこともあるとなると、何のための条例、何のためのあっせん申立てなのかと大変残念な思いにかられます。この条例をよりよく生かしていくためにも、4. 留意事項(2)は削除をいただきますよう、意見として申し上げたいと思います。というご意見をいただきました。

これにつきまして、あっせんの手続の参加を強制するということはできないということを文章にしたものですが、なるべく話し合いのテーブルに着いていただきますよう、(2)を「あっせんの手続に参加する意思がない場合には、いついつまでにその旨を当協議会宛、通知してください。」という表現にとどめております。

続きまして様式第5号は、申立てた人と申立てられた事業者、それぞれに送るあっせん案についてです。

次に様式第6号は、申立てた人と申立てられた事業者に送ります、合意内容について、という通知です。

次に様式第7号、これも、申立てた人、申立てられた事業者、それぞれに送るあっせん終了通知書です。

様式第8号は、あっせん申立取下書を、申立てた人が市長に提出する様式です。

続きまして様式第9号は、申立てられた事業者に送る「あっせん申立ての取り下げについて」という通知です。

様式第10号は、申立てられた事業者に送る、勧告に基づく意見の聴き取りに関する通知です。

続きまして、様式第11号は勧告書です。

最後に様式第12号は、申立てられた事業者に向けた、公表に基づく意見の聴き取りに関する通知です。

以上、第3回協議会からの変更点を中心にお伝えをさせていただきます

<p>会長</p>	<p>た。ご確認をよろしくお願ひします。</p> <p>ありがとうございます。この間、委員のかたからも積極的なご意見を事務局へ寄せていただいて、それも踏まえた提案でありました。冒頭でお話しましたように、それも含めて、ご質問がさらにある場合、疑問点については解決をしたいと思ひますので、そういう時間をとらせていただきたいと思ひます。</p>
<p>委員</p>	<p>様式の第3号、これは申立者に送るものですね。</p> <p>それが、ここの様式の2号とか4号、他もそうなのですが、申立者と書いて、何々様。被申立者、何々様という形をとっているのですが、様式第3号は、それが何にもないのですが、よろしいのでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>文書中の宛名についてですね、はい。他にいかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>続いてよろしいでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。</p>
<p>委員</p>	<p>あと、その資料の1。資料1では単なる簡単な文字表記の問題なのですが、表面の助言のところの最後、2-3「その他会長が」というところ。私だったら「その他」の後ろに句点を打ちます。</p> <p>それから裏面にまいります。一番上の「部会の設置」の1番。「協議会会長が協議会委員のなかから」、なぜその“なか”だけ平仮名なのか、不思議に思ひます。漢字で書いてはいけないのですか。</p> <p>それから、あっせん(案)のページ、真ん中。あっせん(案)のページの3番。「内容に、申立てた人、申立てられた事業者の両方」。私ならこれ「両方」といいません。「両者」といいます。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。表記についてのご指摘をいただきました。他にいかがですか。</p> <p>では、答えられる範囲で、事務局からお答えいただくということでどうで</p>

事務局	<p>しょうか。</p> <p>1点目の申立者、被申立者と書いていないところがあるというご指摘ですけれども、基本的に文書を発送するときに、申立者様、被申立者様という表現ではなく、お名前でお送りしようと考えております。わかりにくい部分もあるのではというところで、申立者、被申立者という文言を宛名のところに加えさせていただいている様式があります。実際にはこの表現は、何々様というふうなお名前に置きかえる予定でございます。</p>
会長	<p>ここは、4号の様式との整合性についてですよね。だから4号では、被申立者というふうな表記が入ってるのが、3号のところでは申立者という表記が入っていないですよ、というご指摘ですね。</p>
委員	<p>そうです。統一してほしいという話です。</p>
事務局	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
委員	<p>すごく細かいことで申しわけないです。様式第2、第3号の1行目、「あなたから何年何月何日に申立てのあった」、左のものは、ここにはやっぱり句点が要るんじゃないですか。句点がないと、意味が全然違ってきます。「あった、」で。</p>
会長	<p>何々と何々の間ですね。</p>
委員	<p>はい。そうです。この点はやはり重要ななと思います。</p>
会長	<p>なるほど。これは回答というより、国語的に適切に処理をしていただくというようなことでよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございます。</p>
会長	<p>私たちも初めてのことで、多分事務局も初めてのことで、細かいところで不十分な点があると思うんですけども。今は知恵をな</p>

	<p>るべく集めて、そこの部分を減らしていくというようなことで、引き続きご質問はよろしいですか。</p> <p>では私から、これは表記の問題ではないのですが、中身についてのご説明をもう少ししていただければどうかなと思います。この資料1の流れについてです。これは同じような中身を何回も説明いただいています、私としては、わかりやすく工夫をしていただいて、とても助かっています。その上で確認ですが、あっせんの申立て以前のところで、調整がされるということですよ。そういうことですね。</p>
事務局	はい。
会長	<p>それで、その調整の部分で、例えば障害のあるかたが利用しておられる福祉の事業所の場合ですね。これは条例上からいうと、事業所・事業者ですから、同じようにあっせんの対象になってくると、理解はできるのですが、例えば福祉事業所の場合には第三者委員会というのでしょうか、苦情処理の委員会が独自にその事業所ごとに設置をされていると。そのような場合に、その第三者委員会と、この協議会のあっせんとの関係ですね。これは例えば、第三者委員会ですらまず対応をとというような整理を事務局としてはお考えなのかどうか。これはもう単純な質問なのですけれども。</p> <p>それから、勧告について書式があったと思うんですが、事業者名の公表というの、条例の中にありましたね。うろ覚えで申しわけないんですけれども、もし、その事業者名の公表が、どのような形式でなされるのかということについて、お聞かせいただければなというふうに思います。</p> <p>それから3点目ですけれども、あっせんの申立てがあってから、あっせんを開始するまでの期限の定め、これは何か基準のようなものがあるのかどうか。具体的には、私たちの協議会で作業を進めていく際の、期限の定めを念頭に置いて進めるという形になっているのかどうか。このあたり、ちょっと細かいところですが、質問させていただきたいなというふうに思います。</p>
事務局	<p>まず福祉サービスの事業所などの場合、第三者委員会とあっせんの申立てのどちらが優先されるかというところですが、やはりご本人がどうされたいかというところになっていくのかなと思います。先にその事業所にお伝えに</p>

	<p>なる前に、市に相談に来られるような場合もあると考えられますので、一概にどちらということはないかと思えます。ただ、ご本人に選択肢を示すことはできるとは思いますので、このような方法もありますよという提示をしながら、希望に沿うような形で進められればと考えております。</p> <p>あと、事業者名の公表についてですけれども、以前にお示しした条例の施行規則の「公表」のところに「市役所前の掲示場への掲示、インターネットの利用、その他適切な方法で、勧告を受けた者の名称、代表者氏名、所在地または住所、勧告の内容、勧告に従わないということ、他に市長が必要と認める事項」となっております。</p>
会長	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
事務局	<p>それと、あっせんの申立てをされてから、あっせんの開始までについて、特に期日の取り決めは、現在のところございません。なるべく早くということになってくると思います。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。他に委員の方からご質問はいかがですか。よろしいですか。とりあえず中身についての確認はこれで一応終わりというふうなことで、議事を進めさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>そうしましたら、この1番の議題については、あっせんの流れについての必要事項の確認というようなことですから、一応ここで、大体この方向で行きますということになったように思います。ただ、さらに、ご意見等がもしあれば、これはもう少しここで協議をしたり、何か結論を出したりというようなことではありませんので、お出しいただいた意見についても、また後ほど事務局に持って帰っていただいて、事務局の内部でご検討いただくというように扱いになろうかと思えます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。文言など、いろいろご指摘もいただきましたことを含めまして、そのような修正などにつきましては、今後、会長とも調整をさせていただくことをご了解いただきますよう、お願い申し上げます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。では、他にご質問はありませんか。</p>

委員	<p>済みません。どこかに書いてあるのかもしれないですけど、私、今日の資料しか持っていないので、ちょっとした確認ですけれども。部会が、5人と設定されているんですけども、この部会というのは、その事案ごとに、人選されるものなのではないでしょうか。</p>
会長	<p>はい。いかがでしょう。</p>
事務局	<p>事案ごとと考えております。</p>
委員	<p>必要に応じて、複雑な事案の場合は、やはり人数はある程度、多いほうがいい時もあるのではないかと。例えば、もう少し増やすとか、専門的な人をオブザーバーに呼ぶとか、何かそういうことを協議会として考えることは可能でしょうか。</p>
会長	<p>ありがとうございます。今のご意見、どうでしょう。</p>
事務局	<p>これは大阪府等のあっせんの方法も参考に5人にさせていただいたところではあるのですが、協議会の部会は、必要に応じて外部の人に意見を聞くこともできますので、そのような形で、さらに加わっていただくというような方法は考えられると思うのですが、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>これは、1回出てた話題かもしれませんが、例えば、事業者のかたのご事情をちゃんと考慮するというのも必要で、その場合に経費の問題などについても、ある程度明るいかたに入らせていただく必要があったりする場合には、協議会のメンバーに、そういうかたも追加で入っていただけるようなことが必要なのかなというようなことでしたかね。で、そのかたに、事案によっては入っていただくというふうな形で進めていければなというふうなことでした。よろしいですか。</p>
委員	<p>はい。ありがとうございます。</p>
会長	<p>質問あるいはご意見ということで、ほかに何かございますでしょうか。</p>

委員	すみません。もう一ついいですか。
会長	はい。
委員	先ほど、あっせんの申立てを断ることができるというあたりを、文章は簡単にしましたということだったのですけれども、その説明の中で、あっせんのテーブルに着くことは、強制できないので、ということをおっしゃったのですが、その強制できないという根拠は、どういうところなのか、もう少し具体的に説明していただけますか。
会長	はい。では、事務局でよろしくお願いします。
事務局	あっせんというものは、両者の間を取り持つというものでありますので、その手続に強制して出ていただくような権限は市にはないということです。
委員	そこがわからないのです。なぜここにこだわるかと申しますと、あっせんのテーブルに着かないということは、自分たちは何もしてないのだからという意図があると思われるんですよね。でもそれは、あくまでも、一方の考えであって、相手の考えも聞いてか、じゃあ調整の段階で、ある程度聴取されるので、あっ、こういうことを訴えられてるんだなということはわかると思うんです。それで、わかった上で、あっせんの申立てを拒否するということになってくると思うんです。なので、私はせめて、その公のテーブルで、両者がきちんと話し合える場所がなければいけないと思うんです。なので、強制する権限とか、拒否できる権利であるとか、まあそういうことになるとは思うので、私は法律的なことはちょっと、そこまでよくわからないんですけど、気持ちとして、こうじっくりいかない部分もあったりします。この文章では、市長の権限の中で、あっせんのテーブルに着いてくださいということが強制できなければ、拒否する権利が発生するのかなということになるんですよね。私はそうは思わないんですけどね。だから先ほど、どうしようかなと思って悩んでいたんですけども、やはりちょっとひっかかるんです。
会長	はい。発言のご趣旨は多分、今大体、わかっていただいたと思うのですが、これもなかなか難しい話のような気はしますね。それで、条例の趣

	<p>旨からは、申立てられた事業者があっせんの場合に出でこないということは、あまり認めたくないということですね。本来なら申立てられた事業者にも、どこかの場所できちんとご意見を表明していただく機会をつくりますよというふうにしたほうがいいのかもしいかなですね。何か、この書類を出したらもう終わりになるんだ、みたいになるよりは、あっせんに応じないという理由も含めて、聞けないと、申立てをした人はちょっとおさまらないかなってというようなことですね。</p>
委員	<p>おさまらないです。</p>
会長	<p>これはなかなか微妙な話なので、委員のご質問というよりは、ご意見ということで、これについてはその趣旨をくんでいただいて事務局はもう一回、何か着地点を作れるかどうか、引き取っていただけるということで、よろしいですか。</p>
事務局	<p>協議会の部会があっせんをするときに、条例の取り決めとしては、当事者からいろんな意見を聞いたり、資料を提出していただいたりということが必要な限りにおいてできるというようなことが書かれています。でもこれは、できるという表現ではあります。委員は恐らく、そこであっせんが終わってしまうということ、ご心配されているのであれば、解釈の仕方ではあるんですが、それまでに市のほうでも、いろいろな事実確認はさせてもらっている中で、情報は既に集まっているものとは思いますが、ただ、要領には、意見の隔たりがあると認められるときには、あっせんを終了するとあるのですが、あっせんの手続に参加しないという場合、意見の隔たりの確認は、出席されないと、それまでに集めた情報だけでは難しいと思われまして、ですので、その場合には、そのあっせん自体は継続できるのではないかとというふうに考えてはおります。</p>
委員	<p>それであれば、さっきの2番のあっせんを拒否というか、何て書いてあったかな。あっせんを断ることができるというような文言は要らないんじゃないかなと思います。あれが1行あるのが、私はまだひっかかるんですね。それ、今おっしゃっているのだったら、さっきの2番の意味がまたわからなくなってくる。</p>

事務局	<p>ただ、市や協議会に強制の権限があるわけではありませので、事業者のかたにも、そのことは、やはりお伝えをしておくほうが、丁寧ではないかと思うところですので、持ち帰って調整協議をさせていただければと思います。</p>
会長	<p>いずれにしても、あっせんは法律上強制というふうな形にはなっていないということですね。</p>
委員	<p>もともとそうですよね、これは。</p>
会長	<p>そうです。ですから、あっせんに来ていただくのも、市民としての協力というようなことになると思うんです。で、何かその趣旨が、より伝わりやすいようにというようなご意見であるというふうに思うんですけれども。</p>
事務局	<p>8月からスタートということになりますので、持ち帰らせていただいて、会長とも協議をさせていただく中で、最終的に調整をさせていただくというところで、よろしければそういうふうにさせていただきます。</p>
委員	<p>調整の内容を、もちろん会長と調整していただくのは最終的には構わないのですけれども、私が言っている内容を、どう調整したのかということは、その経過が明らかになるように説明をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>これはもう一度、事務局で持ち帰っていただいて、また次回のときにご説明いただくということで。とりあえず、このご意見についてはよろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>はい。なかなか微妙なところがいろいろ出てくる部分ですので、さらにご意見があればお願いします。よろしいですか。</p> <p>では、これもまた、司会が申し述べてばかりでは具合が悪いですけど、ひとこと意見を述べさせていただこうと思います。</p> <p>協議会に、あっせんが委ねられるまでに、事務局、つまり市役所で、調整</p>

あるいは調査がいろいろなされるということでした。で、これは、非常に心強い部分でもあるのですけれども、特に2回目のグループワークの時だったと思うんですけれども、障害のあるかたが、合理的な配慮を求める、意見の表明、つまりこういうことを助けてほしいんだよってというようなことを、表明すること自体がなかなかはばかれる。で、状況を見て口をつぐんでしまって、でも、あの時のあの状況ってやっぱりつらかったよな、というような思いを抱かれるというふうなことも、結構あるんだということでした。あっせんについては、当事者のかたの、その合理的配慮を求める意見表明が必要であるということは、前回も学んだところなんですけれども、そのようなことがない場合、事業者のかたに、障害のあるかたの意見表明がしやすいような雰囲気をつくっていただくという課題があると思います。こうしたあっせんの裾野にある問題を、調整のところ、せつかく申立てをしようかなと思われた障害のある人の気持ちをくんでいただいて、調整を続けていただくことが、あるといいなあっていうふうに思います。特に、事例検討でしたかね。宿泊施設のことを、みんなで勉強させていただいたときに、そこで一声、どんな配慮をさせてもらったらいいですかっていうふうに、ホテル側のほうが聞いていただけると、やはり、中身が違ってたのではないだろうかというようなご意見もあったと思いますし、そういう部分が、少しずつ広がっていくと、茨木市としても、ちょっとずつ、住みよいまちになっていけるのかなと。まあ、そんなことをちょっと思いました。これはもう意見ですので、お願いということにさせていただこうと思います。

ほかに何か、これに関わって、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、結構難しい問題がまだ残っているのではと思いますけれども、とりあえず現時点では、今日ご提案いただいた中身、それから国語的な表記の問題についての訂正をしていただいた上で、今後については、きょうご説明していただいたような流れと、それから書式で、具体的に事務が始まりますよと。そういうふうな理解で、このところは確認をしめくくらせていただきたいというふうに思いますが、最後、事務局のほうから何かよろしいですか。

今日出された意見について、持ち帰った結果については、次回、あるいは直近の協議会でご報告をいただけるといいかなというふうに思います。

では、一番目の議題、これで終わらせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局	<p style="text-align: center;">（「はい」の声あり）</p> <p>では、2つ目の議題、これは報告事項ということになりますでしょうか。</p> <p>当日資料としてお配りさせていただいております、両面カラー印刷のチラシがありますけれども、主に、ご家族やご本人や関係者のかたから、相談機関へご相談があったときの、説明用としてのチラシとして作成させていただきました。</p> <p>昨年度にこの協議会の場でも確認させていただいておりました、相談の流れを元に作成をしております。各相談支援機関ですね。相談支援事業所ですとか、地域包括支援センター、あるいはコミュニティーソーシャルワーカー、保健所等の関係機関に配付させていただく予定です。</p> <p>今後の参考のために、またお気づきの点などがございましたら、その都度、相談支援課にお知らせいただければと思います。</p> <p>また、このチラシをご活用していただける場合は、お渡しできますので、相談支援課にお声がけください。私からは以上です。</p>
会長	<p>質問ですけれども。このパンフレットはメディアとしては、これ1種類ってことになるんでしょうか。例えば、点字版などというようなものについては、現時点ではないのですか。</p>
事務局	<p>現時点で、点字版はありませんが、機械に通せば、すぐに点字化できるようになっております。</p>
会長	<p>ということは、依頼があれば、点字版については作成ができるということよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
会長	<p>これについてほかにご質問は、いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>はい。ではまたご意見があれば、相談支援課に集約をしてくださいということですので、よろしくお願ひします。</p> <p>他に報告事項はありますでしょうか。</p>

事務局	<p>資料3をごらんください。資料3は今後の予定(案)としているものです。一番上です。7月3日、本日、協議会を行いまして、内容につきましては、この1番から3番までを行います、ということです。次に予定としまして、8月29日、協議会を開催いたします。内容につきましては、市で把握しております相談の状況についてと情報提供などを予定しております。そして今年度は11月18日に協議会の開催を予定しています。来年度につきましては、8月を予定しておりまして、8月、11月、2月の3回を予定しています。この主な内容ということで、案として上げさせていただきましたが、また、他に協議したほうが良いというような内容がありましたら、ぜひ事務局までご意見いただけますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>また、協議会につきましては、必要に応じて部会の開催というのも行っています。説明は以上です。</p>
会長	<p>はい。次回第5回は8月29日。第6回は11月18日ということで、次回については相談状況について等、というようなことでした。これはご質問は、どうでしょうかね。あるいは議題として、その、こんなことも議題として上げるべきではないかというようなご意見がもし今頂戴できれば、お出しただければと思います。</p>
委員	<p>前回も前々回も、情報提供としていろんな、新聞記事とかをご紹介いただいたのですが、民間が対象になるものもありましたけれども、行政の問題というのもありました。マスコミに載りやすいのは行政の問題なんですね。合理的配慮をしなかったというのがニュースになったりしますので、どうしてもそういう情報が多いと思われるのですが、ここで直接、協議会で議論できるものではないかもしれませんが、茨木市の行政として、いわゆる、もっと厳しいと言われている職員対応要領に、抵触するような相談がどのくらいあるのかとか、どのようにそれを解決しているのかとか、そういうものも参考にさせていただきたいと思うのですが、そういうのは発表なり公表なりはしていただくことができるのでしょうか。</p>
会長	<p>はい。今のご意見は茨木市の職員、行政についての合理的配慮の問題について、どんな形でその訴えが上がっているのかを、現状聞けるかということですね。少し違うのですが、前回以降、民間のほうから、民間の事業</p>

事務局	<p>者に対する、あるいは当事者のかたからの合理的配慮、不提供にかかわる相談等あれば、少し、件数だけでもちよつとこう、お教えいただけるとありがたいかなと思うんですが。今資料をお持ちかどうかよくわからないので、突然そんな話をして申しわけないのですが、いかがでしょうか。</p> <p>茨木市の職員対応要領に基づきます、その相談事例等の集約については、この協議会でこれを共有できるものかどうかというところも含めて、庁内でまた検討をさせていただきまして、隠すものではないというふうに思っておりますので、その公表の仕方、あるいはご報告の仕方、含めて検討した上で、次回ぐらいにはお返しさせていただければというふうに考えております。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>わかりました。</p> <p>その職員のかたに対する申立てではなくてというのは何かありますでしょうか。これもちよつと資料をお持ちじゃないかもしれないと思うのですが。ちよつと無理なご質問で申しわけありません。</p>
事務局	<p>民間のかたへの今の相談事例という意味合いですか。</p>
会長	<p>そうです。</p>
事務局	<p>こちらで相談を受けていますのは、件数としては5件ですけれども、その内容につきましては、ちょうど協議会が始まって一年になりますので、その機会として、ご報告をさせていただこうと考えております。</p>
会長	<p>わかりました。また先走って、ご質問させていただいて申しわけありませんでした。では、そういうことで、今日の時点では、これでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>私は次回にそういうことが一緒に合わせて出していただけるのならいいかなと思いました。</p>
会長	<p>わかりました。では公表をどういう形とするかも含めて、ある程度の方向</p>

	<p>性をまたご報告いただくということで、この件については終わらせていただきたいと思います。</p> <p>他に。はい、どうぞ。</p>
委員	<p>8月29日と11月18日は協議会が決まっているのですが、時間は、今日と同じような感じでいいでしょうか。</p>
事務局	<p>時間は今日と同じで2時からということで予定しています。2時から3時半です。</p>
委員	<p>それで、主な内容についてですけれども、必要に応じて部会開催となっていますが、部会の時間帯というのは、大体この時間と考えてよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>これはあっせんの部会ということになりますね。どうですか。</p>
委員	<p>なるべく、出席したいと思っているのですが。中には1カ月前に仕事の予約が入ってきますので、そういったことがあるので、できれば、この協議会のメンバーのかたで出席しやすい時間帯とかも配慮していただければ。これを見たら29日も18日も、曜日もばらばらですから、少しその辺の配慮をもししていただけたらということと、できるだけ多数の参加者、メンバーの参加があるほうがいいと思いますので、その辺の日程の配慮っていうのを、ちょっと考えていただけたらなということと、かなり以前に日程を言っただけしたら、できるだけ出席したいと思っているので、その辺りをよろしくお願いします。</p>
会長	<p>これは、どうでしょうか。部会あるいは協議会の開催に当たっての連絡を少し早目にとということと、それから多分病院などでは、この日は休診だけとかってというような曜日がおありなので、その辺りの、あらかじめわかっている1週間のスケジュールの中で、なるべく委員のかたが参加しやすいような形態をとるために、少し、場合によっては個別に聞いていただくっていうようなことがあるとよいのかもわかりませんね。ちょっと宿題ばかりで申しわけないですが、そういう調整はお願いしたいと思います。</p>

また、部会をつくるときには、何か会長が指名をするっていうふうなことになっておりますので、ご指名させていただくときに、ご都合のほうもお出しいただけるような形で。いきなり、もう決まりましたよというふうにならないようにさせていただこうと思いますので、そのあたりの運用もよろしくをお願いします。

他にいかがでしょうか。せつかくの機会ですから、ちょっと時間が早く終われそうな感じはするんですけども、この一年を振り返って、何か、これだけはというようなご意見等があればお出しいただいて、もうなければ無事、議事も一応区切りがついているようですので、終わらせていただこうかと思えますけれども、皆さんのほう、いかがですか。

なかなか込み入った難しい話がたくさんあって、初めてというようなことも多かろうと思うんですけども、よろしいですかね。

では、どうでしょう。こういう会議を早く終わることもすごく大事な意味があると思います。皆さんのご協力で迅速に進んだような気がします。これから本格的な協議会の取り組みということになると思いますので、またここ1年間大変ですけども、よろしくご協力をお願いしたいと思います、本日はご協力ありがとうございました。終わります。